

「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

現在、モバイル通信分野においては、特定のコンテンツ・アプリの利用について、使用データ通信量にカウントしない「ゼロレーティングサービス」を一部事業者が提供しており、利用者のサービス選択の幅を拡げている。他方、当該サービスについては、コンテンツ事業者間の競争に与える影響、サービス利用に係る費用負担の公平性等の論点が指摘されている。

このような背景を踏まえ、「ネットワーク中立性に関する研究会」では、ゼロレーティングサービスに関する検討を行い、「ゼロレーティングサービスは萌芽的なサービスであることから、一律に禁止するのではなく、予見性を確保する観点から一定の判断基準を示した上で、ケースバイケースで事例を検証・分析し、問題事例については事後的に対応する」との取組の方向性を示したところである。

このため、「ネットワーク中立性に関する研究会」の下に本ワーキンググループを設置し、電気通信事業者とコンテンツ事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービスを提供できる環境を整備する観点から、ルールの策定に向けて、事業者間の公正な競争、費用負担の公平性、利用者に対する適切な情報提供等について検討を行う。

2 名称

本ワーキンググループは、「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者間の公正な競争環境
- (2) 利用者への適切な情報提供（透明性・公平性の確保）
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、ネットワーク中立性に関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (6) 本ワーキンググループの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、必要と認める者を本研究会の構成員として追加することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。

(9) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(10) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

(1) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 本ワーキンググループで使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合若しくは主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課がこれを行うものとする。

(別紙)

「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」構成員名簿
(敬称略、五十音順)

【構成員】

(主査)	大橋 弘	東京大学大学院公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授
	柿沼 由佳	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会 研究員
	実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授
	中尾 彰宏	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
	林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士

【事務局・オブザーバー】

総務省

公正取引委員会

